

小規模アスファルト舗装における施工管理基準の特記仕様書

(趣 旨)

第1 この特記仕様書は、神奈川県土木工事施工管理基準に定めるもののほか、アスファルト舗装及び路盤の現場密度の測定に関し必要な事項を定めるものとする。

(適 用)

第2 鎌倉市が発注する工事等で、施工面積が3,000㎡以下のアスファルト舗装及び路盤工に適用する。

(品質管理基準及び規格値)

第3 現場密度の測定については、施工面積300㎡未満の工事は異常が認められたとき3個で測定するものとし、300㎡以上3,000㎡以下の工事は3個以上で測定するものとする。

(その他)

第4 この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議するものとする。